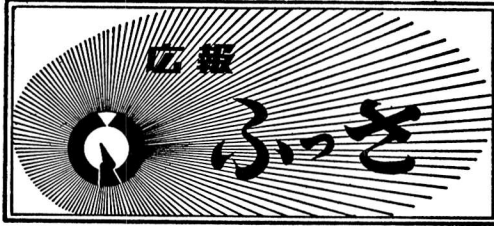


市の人口

昭和46年 3月1日現在

住民台帳人口38,527人

内	}	男	18,900人
		女	19,627人
		世帯数	12,326



1971. 3. 15

No. 108

発行所 福生市役所

発行兼 企画調査室
編集人

電話51-1511・内線212

公園は

春風がいっぱい!

照りつける日の光も暖かさを増し、そここの草木の芽もふくらんで、自然の息吹きの中には春の感触がいっぱいですが、静かだった市内の公園も急に活気づきました。

「わあーい。もう上も寒くないぞ。」長い冬の間に冷い北風にさらされていたスベリ台も春風とともにまたこどもたちの楽しい遊び場にもどりました。公園いっぱいひろがる元気な声は、春を告げる喜びの声であり、春風にとって、どこまでも響きわたっていきます。

(写真は加美平公園にて)





みんなでこどもを

交通事故から守ろう

昭和45年中、東京都内で交通事故により死傷したこどもは約一万一五〇〇人で、このうち二二一名が死亡しました。

こどもの交通事故は、寒さの厳しい1月、2月に比較して、屋外での活動が活発になる3月から4月からは慣れない新入学児や保育園児が新しく歩行者として登場しますので、みんなで、こどもを悲惨な交通事故から守りましょう。

保護者、とくに母親が注意すべきこと

● 幼児

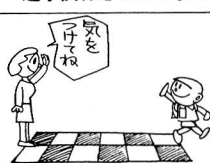
幼児の交通事故原因は、とび出しが圧倒的に多いが、駐車中の車の陰で遊んでいたり、ひとり歩きをしているうちに車にひかれた例も多くあります。幼児をひとり外へ出したり、遊ばせないように、また、こどもから常に目を離さないようにする。また、母親といつしよに道路を横断するときも、自動車の通行の有無にかかわらず、いったん立ちどまり「右を見、左を見、もう一度右を見て渡る」というように、くり返し教え、習慣づけるよう努めること。

■ 新入学児童

(1) 実際の通学時間に合わせて、保護者が実際に通学路をこどもと一緒に通り、右側を通ることや信号機や道路標識の見方をくり返し教えるほか、横断歩道では、運転している人の目をみながら手をあげて合図するなど、正しい横断の仕方を身につけさせる。

(2) 道路を横断するときには、いったん立ち止まって、まず「右を見」「つぎに左を見」さらにもう一度右を見て、じゅうぶん安全を確かめてからまっすぐに早

もうすぐ一年生
通学訓練をしましょう



く渡るようくり返し指導する。

(3) 一台の車が止まっても、追越しの車に注意するようにする。
(4) 忘れ物をしないよう注意してやる。

(5) 忘れ物をして、あわてて引き返す途中、車にはねられる例もあります。忘れものがないかどうか十分確かめさせるとともに、できうるなら前日のうちに準備させ、朝はゆとりをもたせるようにする。また、登校直前にしかったりしないようにする。

(6) 雨の日、霧の日などは遠くから目だつ白や黄色などを身につける。また、道を渡るときはパラパラで渡るより、一団となぎやすいので、上級生と一緒に通学する。

その他保護者からこどもへの注意事項

(1) 自転車に乗るときは、交通のほげしい道路には出ないようにし、交差点の通り方、左端一列進行、二人乗りはしないように

する。

(2) とび出しは、きわめて危険であるので、道路または車道に入るときは、その手前で必ず止まって安全を確認するよう習慣づける。

(3) 止まっている車のすぐ前や後または車と車の間を横断したり、通りすぎた車のすぐ後を横断しない。

(4) 近くに横断歩道や横断橋があるところは、必ず横断歩道(橋)を渡る。

(5) 道路でキャッチボールやローラースケートなどの遊びをしない。

(6) 家庭ではつとめて話しあいの場をつくり、日常の行動を通じ、交通安全意識を高めましょう。

おとな一般が注意すべきこと

(1) 交通量の多い道路や、踏切りの近くの危険な場所を遊んでいるこどもを見たときは、進んで声をかけ、安全な場所で遊ぶよ

うにさせる。
 (2) 運転者の雇用者や運行管理者は、子どもの交通事故に十分注意するように指導する。

運転者が注意すべきこと

- (1) 学校、幼稚園、保育園などは、近く、また、通学路附近では、子どもが突然とび出してくることがあるから、幼児や学童の姿を見たら、まずブレーキを踏んで徐行し、子どもの動きをよく見ながら安全速度で通過する。横断歩道の近くに子どもがい

事故原因はとび出しがトップ

午後3時〜6時が危険時間

昭和45年福生署管内

子どもの交通事故統計から

昭和45年の福生署管内(福生市・羽村町・秋多町・瑞穂町)のこのまの交通事故は一〇二件で、2名が死亡しました。このうち45%にあたる四六件は、福生市で発生したもので管内でも最も多くおこっています。

これは、近隣の町にくらべ福生市は、人口も多く交通も激しいことが原因と思われるが、きわめて不名誉な記録です。

別表1をごらんください。これは45年中の事故原因の分析ですが、このまの事故発生は70%が歩

るときは、必ず一時停止を励行する。

(3) 全速度で運転し、とび出しに注意する。

(4) あぶない通行の仕方や路上遊戯などのことを見たら、「あぶないよ」とひと声かけて注意する。

(5) 子どもの対しては、「大丈夫だろう」と安易な予測運転をしないで、安全を確認して進行する。

思われます。

別表2は子どもが活動する昼間の時間別発生状況ですが、一〇二件のうち九〇件が朝7時から夕方6時までにおきており、このうち午後3時から午後6時までが最も多く四二件が発生しています。学校の通学途中よりも、帰宅したあとに多いことを示していますが、安全な遊び場所を指定するなり、ふだんから危険な場所で遊ばないよう、くり返し言い聞かせる必要があります。

また、曜日別にみますと土曜日と日曜日に多く発生しています。が、これは、子どもの自由な時間が最もあるためでしょう。

年齢別にみると別表3のとおり幼児(3歳〜5歳)と小学校低学年(1年〜2年)に多くなっており、全体的には女生徒よりも男生徒が多くなっています。

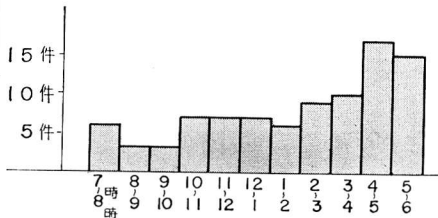
高学年になるにつれて少なくなっておりますが、中学3年生が意外と多いのはどうしたことでしょうか。一層の注意がのぞまれます。

昭和46年交通安全

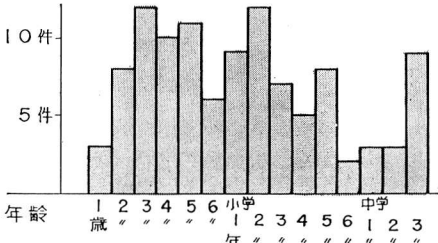
年間スローガン

- 運転者向け
ヒヤッとした あの一瞬を忘れるな
- 歩行者向け
「まだ渡れる」は「もう危ない」
- 子ども向け
あぶない あぶない ひょっこりとびだし、うっかりおぼだん

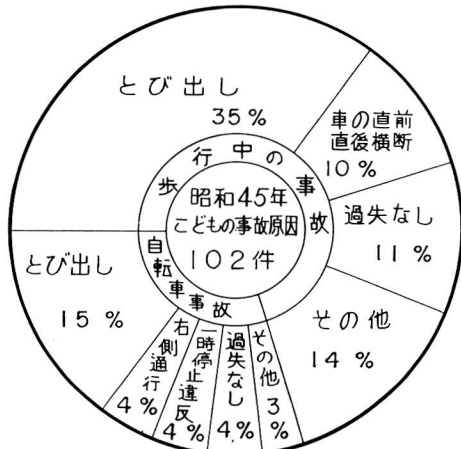
別表2 時間別発生状況(午前7時〜午後6時)



別表3 年齢別事故発生状況



別表1





都市計画“住みよい街づくりシリーズ”

② 新しい都市計画法の基本的な考え

「なぜわたくしたちは都市計画を必要とするか」については、2月号でふれましたが、都市計画法が、都市に住む市民の生活環境の安全と都市活動の円滑化を基本におくことはおわかりのことと思います。

この点については、大正8年に制定された旧法においても同じですが、ただ、いろいろの国情や社会文化の発展の程度によって、都市計画に要求される内容が変わってくるというこはいえるでしょう。

今回は、新しい都市計画法についてふれてみます。

なぜ

新法はできたか

住宅難、通勤難、交通渋滞、大気汚染、河川の汚れ、地価騰貴などの都市問題は、どうして発生し

たのでしょうか。前号で申しましたように、現代は「都市化の時代」といわれています。人口が大規模に大都市地域を中心とする都市に集中するのを「都市化現象」といいますが、このような現象は、アメリカでもヨーロッパでも共通にみられる世界的現象といわれています。ただ、わが国の場合には、存知のとおり、昭和30年代からはじまった高度経済成長と産業構造の高度化にともなう、都市化現象は著しく急激でした。そのため一方で「過疎地帯」という現象が生じ、反対に都市では「過密化」に悩む結果となったわけです。

都市化現象が徐々に進めば、まだ、対策はあったかも知れませんが、わが国の場合には、戦災ですっかり産業の発展の基本である公共施設がやせ細ったところに急激に人口の圧力が加わってきたから大変です。どっとおしよせた人口と産業に、まず第一に必要な住宅や工場用地が間にあいませんでした。ほう大な土地需要は、地価を騰貴させ、工場と住宅がいまじり、地価の安い周辺部に無秩序に市街地がひろがり、前述のような都市問題が続出したわけです。

特に大きな問題となってくるのが、いわゆる「バラ建ち」と呼ばれる都市周辺部における部分的な開発です。これが積みかさなり、農地等を虫食的に宅地化して無秩序にひろがったものが、いわゆ

る「スプロール現象」です。このような地域では、道路や排水施設も十分でない不良市街地が形成され、そこに住む市民にとっては、生活環境が非常に悪いものとなります。

過去50年にわたって、わが国の都市計画の基本法として功績を残してきた旧法も、このような急激な都市化現象に対換するには、あまりにも不十分であることが認識されてきたわけです。そして、このようなスプロール現象を根本的に制圧して、都市の秩序ある発展をはかり、市民の生活環境を保全するにはどうしても抜本的な土地利用計画を確立しなければならず、ここに新しい都市計画法が生まれたわけです。

新しい都市計画法のねらい

一、スプロール現象を防止するための合理的土地利用計画

都市地域における土地利用の混乱を防ぎ、市民が健康で文化的な生活ができるためには、土地所有者の個人的な考えにまかせず、みんなの利益のために、その利用目的を一定の制限のもとにおく必要があります。それは、法的な規制力をもったものでなければなりません。そこで必要なものは、都市地域全体の合理的な都市機能の配分と、適正な都市形態を形成するための土地利用計画、また、その

実現をはかるために都市計画の制度として確立することです。すなわち、急激な人口、産業の集中を受けいれないが秩序ある都市をつくりあげるためには、将来一定の期間内に市街化する可能性のある都市地域について、積極的に、また、計画的に市街化すべき地域と、計画的に市街化を抑制すべき地域にわけ、段階的に市街化を図ることができていることを考えなければなりません。

一定期間内に積極的に市街化をはかるべき地域については、公的機関および民間による市街地の開発を計画的に行なうとともに、公共投資を集中的に実施し、その他の地域については原則として市街化を抑制し、無秩序な発展を防止しようというものです。

これが、昨年決定しました市街化区域および市街化調整区域という都市計画です。

二、開発許可制度ができました。

新法は、前述したとおり、土地利用は公共の利益のため一定の制限のもとにおかれるべきであるという基本的な考えのもとに、住居地域、商業地域等の地域地区制とならんで、市街化区域と市街化調整区域に区分して、より土地利用を行ない、快適な都市環境をつくりだすことを目的としていることはおわかりのことと思います。

そこで、この区域を守るため開



⑦ 福生写友会

最近ではどこのご家庭でもカメラはあり、どこから老人までシャッターをおせば、だれでも写真のとれる時代です。

今日は、市内のカメラ愛好者による写真研究会「福生写友会」をご紹介します。

この会ができたのは昨年の10月末、きっかけは市内のカメラ愛好者が「個人で写真をとっていてもなかなか力が伸びないので、お互いに小遣いを出しあって写真の研究をしよう」とできたのです。

現在会員は28名で、高校2年生から63歳まで、カメラの経験は、性別は3名です。カメラの経験は、カメラを買ったばかりの人からこの道20年のベテランまで、さまざまです。

会の運営は、毎月一回例会を行ない、お互いの作品を研究しあうほか、撮影会も行ない、光と構図など実際の撮影テクニックなど勉強しています。なお、4月から撮影教室を月2回、作品月

例会を月一回開催の予定です。

今年の正月には、富士山麓へ出かけました。会費は、入会と入金2ヶ月分の会費1000円と入金金2000円を徴収しています。

みなさんに「なぜ写真をはじめたのか」と聞きますと「なにげなく出した作品が入選してよみつきになった」、また、女性の会員は「よく友人の結婚式に出席するがどうもうまくとれなくて」、また、「結婚してこともができたから、その記録を上手にとりたいから」などさまざまです。

また、この道15年の清水さんに「写真の魅力はどんな点ですかと聞きますと「角度をかえ、また、シボリの変化、光との対決などいろいろいな表現方法ができますので、面白さはつきません。それに早くできあがることは絵とは違った魅力です。また、人間の視覚には動きが早い場合、残像といつて視覚にはつきりとならえることができないものがありますが、写真が、それを表現できるということです、それを大きな魅力であると思います。」と語っていました。

また、みなさんによく写真をとるには……と聞きますと、「とにかくフィルムを惜しまずに使うことです。一つの被写体にしても2〜3本を使用する人もおります。それにいろいろと角度を変えてと

ることも必要です。ちよつとした心がまえにより、見違えるようなよい写真になりますから」と語っていました。

写真の好きなみなさんは参加してみたいかがですか。この会の指導者である小林さんも「好きな人は是非集まっていたきたいと思ひます。初心者のみなさんにもいろいろとご指導をいたします。また、現在は撮影技術だけでなく、ゆくゆくは現象など暗室技術までみんな身に付けたい」と思ひます。」と語っていました。

なお、参加希望者は左記へご連絡ください。

福生市牛浜69 清水まで
TEL5213825



作品の研究風景

発行を許可制とした開発許可制度ができました。

これからは開発、建築には、許可が必要で

東京都のおもな地域における区分け、いわゆる「線引き」が正式に決まり告示されたことは「市のお知らせ」ですでお知らせしましたが、この告示により、これからは、市街化区域、市街化調整区域のいずれに決まったところでも、宅地造成や建築を行なう場合には、特別の場合をのぞいて知事の「開発許可」が必要になります。

市街化調整区域では

この区域は、市街化を抑制する区域ですから、農家や畜舎などのぞいて、宅地造成や建築は規模の大小を問わず、知事の許可を受けなければ認められません。ただし、つぎのような場合には、許可基準にあていれば許可が受けられます。

- ① 告示のとき(昭和45年12月26日)に自分の住宅や事業のために土地や借地権をもっていた人が、告示の日から6か月以内(昭和46年3月25日まで)に知事に届け出、5年以内建築する場合
- ② 日常生活に必要な店舗、鉱

物、観光資源を利用する開発

農産物の加工、貯蔵施設、20ヘクタール以上の開発で将来市街化をはかるうえで支障がない場合など。

なお、福生市における市街化調整区域は、多摩川の河川区域のみですので、事実上、この区域に指定された利害関係地はありません。

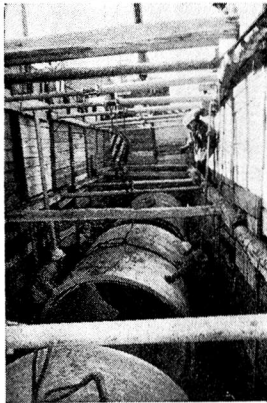
市街化区域では

一〇〇〇平方メートル以上の広い場所の開発は、知事の許可が必要です。本来、市街化を進める区域ですから良好な市街地をつくるための基準にあていれば許可が受けられます。

一〇〇〇平方メートル未満の場合には、許可を受ける必要があります。

お問い合わせは、
福生市役所都市計画課計画係
(電話042515111511
内線251)へ。





中央幹線排水路工事
 この事業は、横田基地周辺の被害を防止するため熊川地区幹線排水路工事に引続き国庫補助で実施されるものです。
 今回は通称菅戸地区から大堀にわたる志茂地区の第一期工事で都市計画街路2・2・1(栄通り)と銀座通りを横断いたします。
 工費は約三千八百万円で口径2.3mの大きな排水管が延長二五七メ

中央幹線排水路工事はじまる

道路舗装は3月中に10本を実施

＝最近の工事から＝

↑トル埋設されます。この工事は今後青楓線を横断し市道にそって原ヶ谷戸地区を通り基地内まですすめられ、将来は下水道の主要幹線となるものです。
 工事中は沿道のみなさんにご迷惑をおかけいたしますが、しばらくの間ご辛抱ご協力のほどお願いいたします。

道路舗装

▽市道第六〇〇号・六四九号線舗装排水工事(熊川九七五ノ九七八牛浜市営住宅二前)
 市道第二一八・二二一(熊川一三九一ノ一三八八 武蔵野地区)線舗装
 工費 二六五万円
 工期 3月31日まで

▽市道三六四号線(埼銀前から宿橋)準歩道設置及び舗装工事並びに市道第三六〇・三六七号線(第四小前通学路舗装工事)工費 五一九万円
 工期 3月31日まで
 △市道第五〇一(牛浜4ノ牛浜橋)五〇九(牛浜32ノ志茂4)号線舗装工事 工費 三三九万円

これにより、昭和45年度は55m²、積四三、五五五m²を舗装することになります。

福生市保育所保育料徴収金基準額表

初日在籍措置児童の属する世帯の階層区分				市の徴収	金基準額
階層区分	定義及び条件		3才以上	3才未満	
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	
B 階層	前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	
C 階層	前年度分所得税非課税世帯	第1階層	前年度分市町村民税のうち均等割のみの世帯	1,200	1,600
		第2階層	ア 前年度市町村民税の所得割課税額が2,500円未満の世帯	(600)	(800)
			イ 前年度市町村民税の所得割課税額が2,500円から5,000円未満の世帯	1,400	1,700
		第3階層	前年度市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯	1,500	1,900
		D 1階層	前年度分所得税課税世帯	ア 前年度分所得税課税額が1,500円未満の世帯	2,100
D 2階層	同 上	同 上	イ 1,500円から3,000円未満の世帯	2,400	2,800
			ア 3,000円から15,000円	3,400	3,800
			イ 15,000円から30,000円	3,900	4,100
			ア 30,000円から45,000円	4,700	5,200
D 3階層	同 上	同 上	イ 45,000円から60,000円	5,200	5,600
			ア 60,000円から90,000円	5,500	7,300
D 5階層	同 上	同 上	90,000円以上の世帯	5,500	11,000

市の徴収金基準額欄のカッコ内の金額は、同一世帯で2人以上措置した場合、2人目以降の徴収額です。

昭 和 46年度保育園保育料の徴収金
 国の保育単価の改正にとまない
 を別表のとおり改正いたします。
 昨年度までは、国の基準に比べ

4月1日から 保育料を改正

附加徴収金基準額表

階層区分	前年度固定資産税の課税額	認定する階層
C 1 階層	4,000 円 以上	C 2 ア 階層
C 2 ア 階層	5,000 円 以上	C 2 イ 階層
C 2 イ 階層	6,000 円 以上	C 3 階層
C 3 階層	8,000 円 以上	D 1 ア 階層
D 1 ア 階層	9,000 円 以上	D 1 イ 階層
D 1 イ 階層	10,000 円 以上	D 2 ア 階層
D 2 ア 階層	12,000 円 以上	D 2 イ 階層
D 2 イ 階層	14,000 円 以上	D 3 ア 階層
D 3 ア 階層	16,000 円 以上	D 3 イ 階層
D 3 イ 階層	18,000 円 以上	D 4 階層
D 4 階層	20,000 円 以上	D 5 階層

て非常に低額でしたが、国の基準に近づけて、利用者が公平な負担をさせていただくために改正いたしました。

地域地区新旧対照

改正前		改正後	
基本地域	住居地域	基本地域	第1種住居専用地域
	商業工業地域		第2種住居専用地域
専用地区	住居専用地区	専用地区	近隣商業地域
	工業専用地区		工業専用地域
空地	地区	空地	地区
特別高度利用地区	防火地区	防火地区	防火地区
特別高度利用地区	防火地区	防火地区	防火地区
特別高度利用地区	防火地区	防火地区	防火地区

化学と土地高度利用の促進です。
 第1は、執行体制の整備と違反建築物対策、第2は、建築物の防災基準の整備、第3は、用途の純化と土地高度利用の促進です。

改正点には三つの大きな柱があります。
 第1は、執行体制の整備と違反建築物対策、第2は、建築物の防災基準の整備、第3は、用途の純化と土地高度利用の促進です。

建ぺい率が変わりました

建築基準法が改正される

昨年の国会で、建築基準法の改正案が通過し、昭和46年1月1日から施行になりました。

こうした改正点をよく理解しておき、土地を買うときや、家を建てる時には、十分に注意する必要があります。

第3の「用途の純化」とは、土地の用途地帯を単純化することです。主な用途によって地域割がしてありますが、別表のようにこの地域割を単純化し、住居地域3種類、商業地域2種類、準工業地域1種類、工業地域2種類……合計8種類の用途地域に分けることになりました。

こんどの改正で目だつことは、建ぺい率が緩和されたことです。従来、建ぺい率は、日常茶飯事

のように破られていましたが、これは過密化した都市のなかで、実状に合わないところが多かったため、大幅に緩和されました。商業地域では8割、その他では6割（第1種住居専用地域では都市計画できめた場合）といったように、現実にあったものになったわけです。こうした建ぺい率などの緩和にともなって、違反建築物対策はきびしくなります。

その一つの方法は、市町村に権限を大幅に任せ、きめ細かな取締り効果をはかるようにしたことであり、これにより、「ザル法」の原因をできるだけ改めようというのも大きなネライがあるわけですね。

さらに、建築現場を巡回し、査察する専門の職員（建築監視員）の制度や「この建築は停止命令を受けた違反建築ですよ」と一般に明らかにする「公示制」という方法で、取締り体制をより強固にするような方向がきめられています。このような新しい建築基準法は、先に施行されている新都市計画法とともに、住みよい環境づくりを旨とされています。市民のみならずにおかれましては、この新しい2つの法律を正しく活用、推進していただき、より住みよい都市「福生」にしたいだけでなくことを期待します。なお、前述のとおり、新しい建築基準法は、1月1日から施行に

なつたわけですが、地域地区の指定が1年から1年半ぐらい先になります。ですからこれにもなう実際の運用はそれからになりますのでご注意ください。

改正前後の主な内容をのせましたので参考にしてください。

新用途規制の内容

新しく、つぎのものが許可が必要となります。

- ▽新規規制建築物
 第1種住居専用地域
 現行の住居専用地区の制限のほか、つぎのものを加える
 一、大学、高等専門学校、各種学校
- 二、特殊浴場
- ▽第2種住居専用地域
 一、住居地域不適格建築物
 二、公害の多い工場
 三、ボーリング場、パチンコ屋、麻雀屋等
 四、旅館、ホテル
 五、自動車教習所
 六、一定規模以上の畜舎

- ▽住居地域
 現行の住居地域の制限のほか、つぎのものを加える
 一、特殊浴場
 二、公害の多い工場（ガラスチック射出成型工場等）
 一、商業地域不適格建築物
 二、料理店、キャバレー、舞踏場等

三、劇場、映画館等

四、特殊浴場

▽工業地域

現行の工業地域の制限のほか、つぎのものを加える
 一、キャバレー舞踏場等
 二、特殊浴場

▽工業専用地域

三、観覧場
 現行の工業専用地区の制限のほか、つぎのものを加える
 一、ボーリング場、パチンコ屋、麻雀屋等
 二、特殊浴場

お問い合わせは都市計画課（電話042-515111、内線250025）



市内の米は大丈夫 カドミウム調査結果

昨年11月、近隣の市の水田から高濃度のカドミウムが検出されたため、福生市でも水田のカドミウムによる汚染を心配し実態調査を行ないましたが、このとき採取した米と土壌の分析結果が東京都公害研究所によりまとまり、下表のとおり国の環境基準以下であることがわかりました。

米については、最高濃度が0.22 PPMで、東京都の基準0.4 PPMより下まわっており、食べてもなんら心配ないということです。

また、土壌も最高1.6 PPMです。参考までに近隣市のカドミウム汚染状況をあげますとつぎのとおりです。他市は高濃度のものですが、福生市の水田は玉川上水の水を利用しているため、汚染されていないことを示しています。

府中市	立川市	昭島市	立川市	昭島市	立川市	昭島市
15.0 PPM	52.2 PPM	89.9 PPM	0.82 PPM	1.72 PPM	1.95 PPM	1.95 PPM

米・土のカドミウム汚染の調査結果

採年月日	採取地点	区分	分析結果	分析場所
45.11.6	熊川2,771	(水田) 米	0.22 PPM	東京都公害研究所
	// 1,853	//	0.04 //	//
	// 福生3,025	//	0.04 //	//
45.11.6	(土壌)	(水田)		
	熊川2,771	土	1.10 PPM	東京都公害研究所
	// 福生2,943	//	1.20 //	//
	// 2,994	//	1.50 //	//
//	// 3,232	(都市下土路)	1.60 //	//

日野市 4.1 PPM



衣

そろそろ冬物の整理の時期です。厚手のオーバーや洋服類はぜひクリーニングに、毛糸のセーターやメリヤスのシャツなどは、自宅で洗えるものは洗い、よく乾そうさせてから必ず防虫剤をいれてしまいます。こどもさんのジーンなど洗たく機に入れる前、よくポケットの中をしらべましょう。チリ紙や拾った金物などが入っていたり、折り上げたスズに砂がいっぱい入っていたりすることがあります。払い落とせるゴミやよこれはちやんと落してから洗たく機に入れないと、回転部分につまって故障の原因となります。

食

リンゴやミカンが終って、夏ミカンがそろそろ出はじめます。春野菜も八百屋さんの店先きに姿を見えています。ウド、フキノトウ、セリなど。コマツナやホウレンソウのおひたしの中にほんのわずかフキノトウを散らすとか、セリをまぜて春の味覚をあげてください。

なお、セリを食べたあとの根の部分の土に付けておきますと、うまくいけば、ご家庭でも青みがつくれます。庭のないアパート住いの方ならハチ植えでも。

国民健康保険の加入 脱退の届出は 14日以内に

最近、国民健康保険の加入、脱退の届出などがあまり守られていません。つぎのような場合には、世帯主は必ず14日以内に印鑑・保険証を持参のうえ届出をしなければならぬことになっておりますので、ご注意ください。

- 転入したとき。
- 健康保険の資格を失ったとき
- 生活扶助を受けなくなったとき。
- 子供が生まれたとき。
- 脱退届
- 転出したとき。
- 彼の健康保険に加入したとき。

- 生活扶助を受けたとき。
 - 死亡したとき。
 - ただし、つぎの方は除かれます。
 - 一、職場の健康保険に加入している方とその扶養家族
 - 二、国民健康保険組合に加入している方
 - 三、生活保護を受けている方
 - 四、外国人(永住権のある韓国人を除く)
- なお、住所、氏名に変更があったとき、世帯主が変わったとき、保険証の余白がなくなったとき、

または他人の行為によって起きた事故(自動車事故等)などのときにもなるべく早く届出をしてください。

交通災害共済加入申込みは市民課で受付 けます

各町会で行ないました交通災害共済加入申込み受付は、2月末で締め切りましたが、以後、申込みを希望される方は、直接市役所市民課窓口で受け付けていますのでご利用ください。

共済掛金 一般 三〇〇円
中学生以下 二五〇円

3月から 広報配布は全地域 配布員による配布

市では、今年の1月から一部の地域をのぞき広報の配布は配布員制度にきりかえましたが、3月から全地域が配布員による配布になりました。配布は発行日から5日以内にお届けすることになっておりますので、届かない場合は広報係までご連絡ください。

3月1日から
夕方のチャイムは5時に変わりました。このチャイムを合図に遊んでこのこどもさんは家に帰りました。

選挙の入場券は

4月5日(東京都知事)までに郵送 (福生市議会議員)

「この一票、あすのくらしに願いをこめて」の統一標語のもとに4月11日には東京都知事選挙が、また、4月25日には福生市議会議員選挙が行なわれますが、福生市選挙管理委員会では、投票所の入場券をつぎにより郵送でお届けします。

福生市議会議員選挙

昭和46年1月13日以前から当市に住所をさだめ引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方は、また、昭和26年4月26日までに生まれ、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方は4月15日ごろから、それぞれ入場券を郵送する予定です。

昭和45年12月15日以前から当市に住所をさだめ、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方は、また、昭和26年4月12日までに生まれ、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方は、4月15日ごろから、それぞれ入場券を郵送する予定です。

東京都知事選挙

昭和45年12月15日以前から当市に住所をさだめ、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方は、また、昭和26年4月12日までに生まれ、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方は、4月15日ごろから、それぞれ入場券を郵送する予定です。

万一、入場券が届かない場合には、選挙管理委員会事務局(電話51-1511 内線 229)まで連絡してください。

投票のときのご注意

投票のときは、お手元にお届けした入場券を忘れずにお持ちください。ただし、万一入場券が届いていない場合と入場券をなくしたり、忘れたりした場合でも投票所の係員にお申し出になれば投票できます。

投票用紙には、候補者の氏名を一人だけ「はっきり」と書いてください。氏名以外のことを書きますとせつつかくの投票が無効になります。

また、からだがか自由なため、字が書けない方は、投票所で係員にお申し出になれば、決められた手続きにしたがって投票補助者が投票してくれれます。目が不自由な方は、点字でも投票できます。

なお、投票時間は、午前7時から午後6時までです。午後6時を過ぎると投票できませんから時間におくれないようになるべくお早めに投票してください。

訂正 つぎのとおり、訂正しお呼びいたします。

2月22日発行「市のお知らせ」No.7の福生市議会議員選挙の選挙時登録者のうち、新有権者については昭和46年4月26日までに生まれ引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方となっておりますが、これは、昭和26年4月26日までに生れた方、の誤りでした。

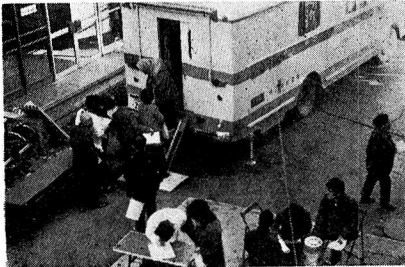
胃ガンの検診に75名が参加

2月18日午前9時から、成人病予防運動の一環としての「胃ガンの集団検診」が東京都の検診車により市役所裏でおこなわれました。

対象者は、40歳以上の方でしたが集まった人は女性が多く、75名が検診をうけました。

みなさん、恐ろしいガンの予防は早期発見が第一です。市では、本年も5月に検診車2台による胃ガンの検診、また、10月には子宮ガンの検診を予定しています。

5月の胃の検診は、160名を対象としておりますので、希望者は予防衛生係にお申し込みください。



22パーセントが不合格 =自動車排気ガス測定結果=

公害係では昨年の10月29日から12月6日までに113台の市内の自動車の排気ガスを測定しましたが、このうち、22パーセントの25台の自動車が不合格という結果でした。



係では、さらに引き続き毎月10日、25日の両日(時間は午前10時から午後3時、日曜、祭日の場合は翌日、土曜日は正午まで)に市役所前庭で排気ガスの測定をしていますので、まだ測定していない方はご利用ください。



⑥ 福生市の会社

福生市における資本金1千万円以上の会社の数は、昭和45年4月1日現在では56会社で、このうち、資本金1億円以上の会社の数は20となっています。

また、従業員数については、従業員50人以上の会社の数は17で、このうち、100人以上の会社の数は5となっています。

さらに、資本金1千万円以上の56の会社を産業別にみてもみると、製造業が13で最も多く全体の約23%をしめて、つぎに、サービス業が9、建設業が8、金融、保険、不動産業が5、商店、小売業等が7、そして、運輸業等が5となっています。

短 信

■ 早春の山道を歩こう 3月28日に歩け歩け運動

多摩川をみながら歩きましょう。フォークダンスや歌も計画しています。誘いあってお出かけください。

日 時 3月28日(日)午前9時出発
 集合場所 市役所前庭
 コー ス 市役所→秋多草花丘陵自然公園→ゴルフ場(解散)
 服 装 運動靴にスラックスで

■ 青年学級生 (英会話コース) 募集

市内に在住、在勤の青年のみなさんを対象に、気軽に基礎から日常の英会話まで楽しく学べる英会話コース生を募集します。

申込期日 3月25日から4月8日まで
 申込方法 はがきか電話(51-1511内線 279)または、直接、福生市教育委員会まで
 開設期間 昭和46年4月8日(木曜日)から昭和47年3月末まで、毎週月曜日と木曜日
 時間及び場所 午後7時から午後9時 福生市福祉会館(牛浜駅下車3分)

■ 市民大学講座を開催

いろいろの問題をもう少し深く学んでみたいという希望者のために開催します。参加を希望される方は、住所、氏名を教育委員会社会教育係(電話51-1511内線 279)までご連絡ください。内容、日時場所はまたお知らせします。

誘かいや痴漢に注意を！ 怪しいと思つたら すぐ一一〇番へ

最近市内に痴漢がでています。2月には市内の小学校理科室で女生徒が黒メガネの男に「机をいっしょに運ぼう」と誘われまた同日、同じ男に他の生徒が裏門近くで「自転車に乗ろう」と誘われました。すでに父兄のみなさんには注意書を配布しましたが、この男は30歳前後、身長1m70ぐらいだったといわれます。

春も近く、心理的に解放されるシーズンになると。誘かいや痴漢の事故が多くなります。誘かいや痴漢の事件とつながることもあり、毎日、毎日の生活の中で、みんなでお互いに注意しあいましょう。警察署でもつぎのような注意点をあげています。

○ 知らない人に呼びかけられたり、話しかけられたり、学校のことを聞かれたり、物を買ってやるなどといわれてもついて行かない。

○ 見知らぬ人から車の乗車など呼びかけられてもきっぱり断る。

○ 登、下校等は、2人以上で



○ 遊びに行く時は、必ず行き先帰宅時刻をつけさせる。

○ 友達が連れて行かれそうになった時などは、すぐ親に連絡する。

○ 不自然な子ども連れをみた時などは、声をかけて確かめ、おかしかったらすぐに一一〇番へ連絡する。



① 多摩川と鮎

現在の多摩川は、水枯れと汚染によりおよそ清流などといえないが、往時は、多摩川といえは鮎というくらいの名物であった。鮎として往時の鮎は、現在のような放流ではなく、下流から上ってきた自然鮎で、浅瀬にまで出て来たのを時に手でつかむことができたらしいのも、亀の子状の蛇籠(竹や針金で編んだ中に石を詰めた)が突き出た深みには群をなしていたものであった。

また、釣糸を垂れる人といってもわずかに数名位の常連で、その他数々の漁師がいて、鮎寄せをして捕獲する鮎漁というのがあり、求めにより一般人にも解放された。

捕りたての生鮎をうまそうにそのまま口に入れる往時の漁師の姿が思い出される。

また、現在のような投網もあったが、川幅いっぱいにはわらをつけた縄を張り、左右の浅瀬に網を張ってそれに小さな「ドウ」を置いてとらえる方法もあった。鮎は、約80センチぐらいの竹籠(笹の葉などを並べたりする)に並べて贈

答品や土産物として珍重され、福生の永田の宿禰(上水)の際にある料亭で取り扱っていた。

沿域によつては、徳川時代に將軍家へ献上鮎があり(下流の調布附近が「お留川」指定漁場とされた。)のほり鮎乱獲による減少防止のため天保10年(一八三九年)2月「今後鮎漁はまかりならぬ」という高札が出された、上流の御嶽の奥川井から下流羽田までの沿岸の村々は、不況を来たしたことがあるという。(武蔵野むかしむかし)

その他魚としては最も大衆性のあるのはハヤで、春には赤く色づき(発情ともいわれる)浅瀬に集まったが、これを俗に「グキ」がついたとも呼んだ。ずいぶん見事で稀には25センチぐらいのものもいた。これは素人にもとれたが、多くは漁師がとりなかなかの豊漁であった。

その他、ウナギやグロテスタなギンギョ・ナマズなどもたくさんいた。

福生村誌稿による明治29年の福生村漁獲高はつぎのとおりである。

鮎 三三〇貫(一一〇〇kg)
 ハヤ 二〇〇貫(七五〇kg)
 ウナギ 二〇貫(七五kg)
 以上、いかたにくさんとれたかが推測される。

(福生市文化財調査会編)